

国立大学法人東京外国語大学年俸制 職員給与規程の適用を受ける職員の 退職手当相当額に関する規程

〔平成27年 3月27日〕
規則第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学年俸制職員給与規程（平成27年規則第86号。以下「年俸制給与規程」という。）第23条第2項及び国立大学法人東京外国語大学年俸制職員給与規程の適用を受ける職員の基本年俸及び業績給の決定等の基準（以下「基本年俸及び業績給の決定等の基準」という。）第7条に定める退職手当相当額を支給する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、年俸制給与規程が適用される職員（満63歳となる年度以降に新たに年俸制の適用を受けることとなる職員を除く。以下「年俸制職員」という。）のうち、年俸制給与規程を適用される以前に、国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（平成18年規則第23号。以下「退職手当規程」という。）第8条、第9条、第10条及び第11条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続に含まれる期間（以下「退職手当規程上の勤続期間」という。）を有している者を対象とする。

(退職手当相当額)

第3条 退職手当相当額は、年俸制給与規程（退職手当規程第9条又は第11条の規定により退職手当規程上の勤続期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において規定する年俸制給与規程に相当する規則を含む。）の適用を受けることとなった日の前日に、その者の都合により退職したとみなして、実際に退職し又は解雇された日における退職手当規程により算定した額とする。

2 満63歳又は満64歳の定年年齢を選択した年俸制職員が定年により退職した際に、既に支払われた業績手当における退職手当に相当する額の総額が、年俸制給与規程の適用を受けることがなく定年退職となったと仮定した際の退職手当の額から前項に規定する退職手当相当額を差し引いた額に達しないこととなる場合には、その差額を前項に規定する退職手当相当額に加えて支給する。

(出向者又は転籍者等の取扱い)

第4条 年俸制職員が、人事交流その他の事由によって引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制給与規程及びこの規程に相当するものを適用され、前条に相当するものを支給されることとなるときは、この規程による退職手当相当額は支給しない。

(雑則)

第5条 年俸制職員の退職手当相当額に関し、この規程に定めのない事項については、退

職手当規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。